

国保世帯生活支援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、物価が高騰するなか、自営業者や会社を退職した年金生活者、パートやアルバイトなどの加入が多い国民健康保険加入世帯に対して、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、生活支援給付金を支給します。本給付金の詳細など、最新情報については、市ホームページにて順次更新してお知らせします。

支給対象 令和3年度末時点（令和4年3月31日）かつ令和4年度本算定時（令和4年6月1日）において本市の国民健康保険被保険者資格がある人

受給権者 対象となる国保世帯の世帯主（令和4年6月1日時点）

給付金額 支給対象者1人あたり4,000円

申請方法 市から対象世帯の世帯主宛に確認書を送付しますので（8月中旬予定）、必要事項を記入のうえ、添付書類（必要な人のみ）と併せて同封の返信用封筒で返送してください。

※郵送により申請してください。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市役所には申請窓口は設けていませんので、ご注意ください。

給付（振り込み）時期 確認書を受け付けてから、記載の振込口座に2週間程度で振り込む予定です。ただし、確認書の返送が集中する時期は、それ以上かかる場合もありますので、ご了承ください。なお、確認書に不備などがあった場合は、確認が取れるまで振込できませんので、ご注意ください。

問合せ先 8月8日（月）（予定）以降の土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時に国保世帯生活支援給付金コールセンター（☎447-8211）へ

給付金の給付を装った特殊詐欺等に注意してください！

- 国保世帯生活支援給付金に関して、ATMの操作などをお願いすることはありません。
 - 国保世帯生活支援給付金の給付のため、手数料の振り込みを求めません。
 - 国保世帯生活支援給付金に関して、メールを送信し、URLをクリックして申請手続きを求めません。
- ※国保世帯生活支援給付金をかたった不審な電話などがあった場合は、警察署または警察相談専用電話（#9110）へ連絡してください。

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な人

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売上の減少などが生じて所得が免除承認所得基準以下まで下がった場合は、臨時特例措置として国民年金保険料免除・猶予、学生納付特例の申請手続きができます。

対象 国民年金保険第1号被保険者で次のすべてに該当する人

●令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した人

●令和2年2月以降の所得などの状況から見て、当年中の所得の見込が、現行の国民年金保険料の免除などに該当する水準になることが見込まれる人

※免除などの判定においては、世帯主および配偶者（納付猶予は配偶者のみ）も所得審査の対象となります。

問合せ先 国保年金課

※申請できる期間は申請書を受理した月から2年1ヵ月前までとなります。免除・猶予申請前に支払った保険料については還付されません（前納を除く）。他の各種条件など詳しくは、問い合わせてください。

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う後期高齢者医療保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、次のいずれかの要件を満たす人は、申請により後期高齢者医療保険料の減免を受けられる場合があります。

対象

●**保険料を全額免除**…新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡したまたは重篤な傷病を負った世帯の人

●**保険料の一部を減額**…新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の人で、下記の①～③の全てに該当する人

①事業収入等（事業収入、給与収入、不動産収入または山林収入）の本年の収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みである

②前年の所得の合計額が1,000万円以下である

③減少することが見込まれる事業収入などにかかる所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である

※申請にあたっては、収入を証明する書類などが必要となります。詳しくは、問い合わせてください。国民健康保険料についても上記の対象世帯について、減免申請を受け付けています。

問合せ先 国保年金課

業務によって新型コロナウイルスに感染した場合、労災保険給付の対象となります

対象

- 感染経路が業務によることが明らかな場合
- 感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務（*）に従事し、それにより感染した可能性が高い場合（*）複数の感染者が確認された労働環境下での業務、顧客などの近接や接触の機会が多い労働環境下での業務など
- 医師・看護師や介護の業務に従事する人については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象
- 症状が持続し（罹患後症状があり）、療養などが必要と認められる場合

問合せ先 大阪労働局労働基準部労災補償課（☎06-6949-6510）

※詳しくは厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoudengue_fever_qa_00018.html#Q5-1）のQ&A（項目「5 労災補償」）をご覧ください。

低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金が支給されます

問合せ先 子育て支援課

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、低所得のひとり親・ふたり親の子育て世帯にその生活を支援するための給付金が支給されます。（どちらかの世帯一方の支給となります）

【ひとり親世帯分】

支給対象者

- ①令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている人
- ②公的年金などを受給していることにより令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人
- ※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る人に限る
- ③令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

給付額 児童1人あたり5万円

申請方法・支給時期

- ①…申請不要で児童扶養手当の支給口座に6月29日(木)に振込済
- ②③…要申請で8月31日(木)までに申請書類に記入し、必要書類を添付のうえ、郵送または直接、子育て支援課へ
- ※9月以降も来年2月28日(木)まで随時受付を行います。可能な限り8月31日(木)までに申請してください。

【ふたり親世帯分】

支給対象者

- ①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている人で、令和4年度の住民税均等割が非課税である人
- ②上記①のほか、対象児童（令和4年4月以降令和5年2月28日までに生まれる新生児も対象。18歳に到達する年度末までの子〔障害児については20歳未満〕の養育者であって、以下のいずれかに該当する人
 - 令和4年度分の住民税均等割が非課税である人
 - 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である人と同様の事情にあると認められる人（家計急変者）

給付額 児童1人あたり5万円

申請方法と支給時期

- ①…申請不要で児童手当または特別児童扶養手当の支給口座へ7月22日(金)に振込済
- ②…要申請で申請受付は10月31日(月)までに申請書類に記入し必要書類を添付のうえ、郵送または直接、子育て支援課へ〔来年3月15日(木)まで随時受付を行います。可能な限り10月31日(月)までに申請してください。〕
- ※税の申告が未申告の人は所得申告後、非課税が確定してから支給対象となります。申請書類、支給時期などはホームページなどでお知らせします。

**経済的支援策として
水道料金（基本料金）を
60%減額します**

期間 8月検針分～11月検針分の4ヵ月間

対象 個人・事業者など全般
※福祉減免・定住促進減免を受けている人は、すでに基本料金が免除となっているため対象外

問合せ先 上下水道局（☎467-2800）
※8月検針時および9月検針時にチラシを配布します。

現行（1ヵ月当り・税込）

用途	口径 (mm)	基本料金	
		水量(m)	金額(円)
家事用	13	—	550
	20	—	550
中大口径用	25	0～25	3,740
	40	0～40	8,250
	50	0～50	10,890
	75	0～75	18,150
	100	0～100	25,630
	150	0～150	42,020
湯屋用	—	0～200	11,880

60%
減額
→

減額後（1ヵ月当り・税込）

用途	口径 (mm)	基本料金	
		水量(m)	金額(円)
家事用	13	—	220
	20	—	220
中大口径用	25	0～25	1,496
	40	0～40	3,300
	50	0～50	4,356
	75	0～75	7,260
	100	0～100	10,252
	150	0～150	16,808
湯屋用	—	0～200	4,752